

陸前高田オートキャンプ場施設整備事業  
指定管理予定者・設計・施工者選定プロポーザル

〈質問回答書〉

【令和4年3月4日受付分】

番号	関連書類名 頁/行	質問内容	回答
1	公告 2頁12行13行 4頁29行	<p>「本事業で指定管理者が選定された場合、議案を県議会に提案する」または「コンソーシアムの代表者には指定管理者を充てる」と記載があるものの、指定管理や指定管理者に対する条件等が、全資料を通じて限定的。</p> <p>事業者が指定管理を検討する際に、必要な要件等の提示を希望。</p> <p>指定管理の年数や指定管理で管理する施設や用務の範囲など。</p> <p>このままだと、設計施工業者が決まっても、運営者が後で降りれるようにも拝見できるので、再考をお願いしたい。</p> <p>指定管理の運営がそもそもできるのか検討をしたい。</p>	<p>指定管理の年数は5年を予定しています。</p> <p>指定管理者の業務内容等の条件について、従前の管理運営を想定しており、別添1を予定しています。管理施設等については、整備内容が決定しないと確定しないことから、詳細については本事業の基本協定締結後に決定します。</p>
2	公告 7頁25行	<p>質問の回答時期が「随時、ホームページにおいて公表」とあるがいつごろか。</p> <p>上述に関連するが、指定管理の検討ができないと、3月16日提出期限の参加表明書を書けない。</p>	<p>質問への回答は、2営業日後までを目途に回答します。</p>

3	<p>公告 10 頁 2 行</p>	<p>1 と関連するが、利用料金の設定が知事の承認を得て定めることとなるが、指定管理を検討するにあたって、どこまで設定ができるか教授してもらいたい。どこまでの料金設定が可能かを検討できないと指定管理の候補としての検討ができない。</p>	<p>別添 2-1 「オートキャンプ場条例」及び別添 2-2 「オートキャンプ場条例施行規則」のとおりです。</p>
4	<p>公告 10 頁 6 行</p>	<p>1 及び 3 と関連するが、減免していた基準を教授してもらいたい。指定管理の運営にも影響するため。</p>	<p>前回指定管理時の減免内容については、指定管理者からの提案により別添 3 のとおり減免を行っていました。自主提案については、県による財政措置はありません。</p> <p>また、障がい者福祉や多子世帯に対する子育て支援として、公益上必要な減免措置を行っており、これについては県から財政措置があります。</p> <p>(障がい者福祉) <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/techou/1004112.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/techou/1004112.html</a></p> <p>(多子世帯に対する子育て支援) <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1032821.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1032821.html</a></p>
5	<p>実施要項 18 頁別記 2</p>	<p>第三者賠償/物価変動/運営費等の膨張/リスクは、協議事項とすることが可能か。事業者の努力義務では限界なものもあるため。</p>	<p>第三者賠償については、「内容」に記載の通り、施設の管理運営に当たって発生する公害や生活環境阻害等を想定しており、指定管理者の負うべきリスクとします。</p> <p>物価変動については、原則として変動する物価を見越した施設の管理運営を指定管理者に求めるため、指定管理者の負うべきリスクとしますが、指定管理者での対応が難しい物価</p>

			<p>変動が発生した場合は、県と指定管理者との協議により対応を決定します。</p> <p>運営費等の膨張については、「内容」に記載の通り、県以外の要因による運営費の膨張を想定しているため、指定管理者の負うべきリスクとしますが、指定管理者での対応が難しい事案が発生した場合は、県と指定管理者との協議により対応を決定します。</p>
6	同上	施設・設備の損傷   軽微なものは除くどこまでが軽微なのか教授いただきたい。	通常の施設の管理運営の中で対応できる小修繕とします。
7	要求業務水準書 6頁22行	<p>イニシャルコスト、ランニングコスト及び運用上の信頼性において最も有利と考える方式を提案することとあるが、電源設備/可能な限り活用とあるが、撤去等は可能か。</p> <p>給排水設備/全て撤去とあるが、コストや運用のため一部残すのは検討できるか。</p> <p>その他/岩も全て撤去となっているが、コストや運用のため一部残すのは検討できるか。</p>	<p>電源設備については、利用者の利便性向上のために可能な限り活用したいと考えていますが、費用面や利用者ニーズなどから総合的に判断し、撤去することも可能ですので、それらも踏まえて積極的な提案をお願いします。</p> <p>同様に、給排水設備や岩については、基本的には全て撤去することを想定していますが、費用面や利用者ニーズなどから総合的に判断し、残すことも可能ですので、それらも踏まえて積極的な提案をお願いします。</p>
8	要求業務水準書 7頁1行	特産品の販売スペースについて、面積等の必要最低限の条件はあるか。	要求水準書に記載の事項以上の条件はありませんので、積極的な提案をお願いします。
9	要求業務水準書 7頁2行	<p>浴室の改修は、どこまでの物が想定されるか。</p> <p>例えば、シャワーのみにする改修は認められるか。条件等を示してほしい。</p>	要求水準書に記載の事項以上の条件はありませんので、積極的な提案をお願いします。利用者の清潔感を保つために浴室を残すことを考えており、その趣旨からシャワーのみを整備することは条件を満たします。

10	要求業務水準書 7頁3行	施設の用途に応じた備品等の費用は、建築工事等の予算に含めることが可能か。	建築工事の予算に含めることは可能ですが、注意書事項も含め、実施要項第1の3(6)に記載の予算上限額の範囲内となります。
11	要求業務水準書 8頁7行	<p>イニシャルコスト、ランニングコスト及び運用上の信頼性において最も有利と考える方式を提案することとあるが、改修ではなく撤去し、新しい提案することは可能か。</p> <p>以前別件で拝見した際に、ケビンの経年劣化が激しすぎて、仮に改修しても基礎等が弱く、運用が難しい。</p> <p>ケビンの数(部屋数)は変更しないものの、新築等でケビンの代用を考えたいが可能か。</p> <p>※本来なら全施設の新築も検討したいが、特にケビンは経年劣化が激しいので検討をお願いしたい。</p>	事前調査では、撤去及び新築が必要な既存建築物は承知しておらず、要求水準書に記載の通り、ドームハウス以外の既存施設の撤去については認められません。
12	提出書類作成要領(様式集) 1頁14行	<p>必要に応じて、着色や図表・イラスト、概念図等を用いても差し支えないとあるが、様式7の表内に納めないといけないか。</p> <p>様式7については様式そのものを任意にすることが可能か。</p>	<p>図表・イラスト、概念図等については、様式7に収めてください。また、様式を任意様式にして差替えることは認められません。</p> <p>なお、本事業の審査は、様式7を用いて行います。このため、図表・イラスト、概念図等については、様式に記載の事項を分かりやすくするための補足的なものを想定しておりますので、運営方針やそれに伴う整備内容などの提案内容については、様式に具体的に記載してください。</p>

## 指定管理者の業務内容等について

※施設や設備等、以前の運営時のもので記載しているため、本事業による提案に基づく整備の結果、変更が生じる可能性があるもの。

### 1 管理運営の基本事項

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 公の施設であることを常の念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (4) 管理計画書、収支計画書に基づき適正かつ効率的運営を行うこと。
- (5) 施設整備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (7) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (8) ごみの削減、省エネルギー、CO<sub>2</sub>削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- (9) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。

### 2 開場期間等

以前の施設運営時の開場期間及び時間は次のとおりとなっておりますが、サービス向上の観点から指定管理者の提案により変更することも可能とする。

施設名	期間	時間
ケビン、ドームハウス、センターハウス浴室	4月1日～3月31日	宿泊：到着日の13時から出発日の11時 一時使用：9時から16時
テントサイト、キャンピングカーサイト、多目的サイト	4月1日～11月30日	

### 3 休場日

以前の施設運営時の休場日は次のとおりとなっておりますが、サービス向上の観点から指定管理者の提案により変更することも可能とする。

休場日
毎週水曜日、ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い日曜日、土曜日、休日及び休日の前日でない日とする。

### 4 法令の遵守

地方自治法その他の関係法令、公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例、オートキャンプ場条例、情報公開条例、個人情報保護条例等を遵守することとする。

### 5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりです。（詳細は別紙「管理等業務明細書」のとおり。）。

- (1) オートキャンプ場を良好な状態に維持管理すること。
  - ア 法令等により義務付けられている点検及び清掃等を行うこと。
  - イ オートキャンプ場全般に係る機能及び安全性の日常点検を行うこと。

- ウ 植栽を良好な状態に維持すること。
  - エ 敷地内の清掃を行うこと。
  - オ 軽微な修繕を行うこと。
  - カ 電気料、水道料等光熱水費の支払いを行うこと。
- (2) 施設の適切な管理及び利用促進を行うこと。
- ア 施設利用者等に対し、施設の内容及び利用方法を案内・説明すること。
  - イ 施設利用者等からの苦情又は提言を受け付け、対応すること。
  - ウ 施設内を巡視し、安全又は効果的な利用について指導・助言を行うこと。
  - エ 施設の利用促進に努めること。
  - オ 事故等の予防に努め、事故等があった場合には負傷者の保護のほか適切な措置等を行うこと。
  - カ 有料施設の利用許可又は不許可を行うこと。
  - キ 上記代行業務の範囲内において、関係機関等との連絡調整を行うこと。
  - ク 災害発生時において、利用者の安全確保等の対応を行うこと。
- (3) その他管理上必要と認める業務を行うこと。

## 6 サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとする。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとし、定期的に県に報告するものとする。

## 7 管理職員等

- (1) 管理運営を円滑に遂行するため、指定管理者は、各業務に適正な管理職員（以下「職員」という。）を適時適切に配置するものとし、勤務中は職員とわかる表示をすることとする。
- (2) 指定管理者は、職員に公の施設の管理代行業務に従事するものであることを自覚させ、利用者との対応、作業の態度等には十分に注意を払うこととする。

## 8 情報管理

### (1) 情報公開

施設の管理運営に当たっては、管理運営に係る情報の公開に関し必要な措置を講じることとする。

### (2) 管理運営を通じて取得した情報の取扱い

指定管理者又はその管理運営する公の施設の業務に従事している者は、個人情報 の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする

## 9 危機管理対応

- (1) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、県をはじめ関係機関に通報することとする。
- (2) 危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓

練を行うこととする。また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講じることとする。

## 10 環境保全

施設の管理運営に当たっては、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境への配慮を行うものとする。

## 11 事業報告書等

- (1) 指定管理者は、毎日の管理運営業務の状況について、管理日誌を作成しなければならない。また県から求められた場合には速やかに提出しなければならない。
- (2) 指定管理者は、毎年度終了後、業務の実施状況、利用状況、経理の状況等を記載した事業報告書を提出するほか、管理運営状況について、県が指定した方法により定期的に報告しなければならない。

## 12 物品の帰属

備品（本整備終了後に作成する備品管理表に基づくもの）は、県に帰属する。指定管理者の所有備品として購入する場合は、あらかじめ県と協議のうえ、購入するものとする。

## 13 リスク負担と保険の加入

「陸前高田オートキャンプ場施設整備事業指定管理予定者・設計・施工者選定プロポーザル実施要項」別記2に記載の通り。

## 14 利用料金

### (1) 利用料金制

利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用するので、指定管理者の収入とすることができること。

### (2) 利用料金の設定

利用料金については、現行の使用料額を上限として設定し、利用料金の設定にあたっては、利用率の向上、サービスの向上に配慮すること。

ただし、実際の利用料金については、上限額を条例で定め、指定管理者が知事の承認を得て定めること。

### (3) 利用料金の減免

利用料金については、一定の基準で減免しているものがあり、これまで利用料金を減免していた基準については、指定管理者においても同様の取り扱いとすること。

## 15 業務の再委託の禁止

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々具体的な業務を県と事前に協議のうえ第三者に委託することについては差し支えないものとするが、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

## 16 帳簿書類等の保存年限

指定管理者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時より、5年間保存すること。

## 17 原状回復義務等

- (1) 指定管理者は施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設又は設備を原状に回復しなければならない。
- (2) 指定管理者は、施設、設備、資料又は美術品を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

## 18 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 県は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期すため、指定管理者に対して、当該業務内容又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (2) 県は、指定管理者が県に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、施設の適正な管理の著しい支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- (3) 県又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運營業務に係る事務について監査を行うものであること。

## 19 その他

- (1) 行政財産の目的外使用部分の使用許可及び使用料、光熱水費の徴収については県が行う。
- (2) 指定管理者が行う自主的な事業については次の事項を遵守すること。
  - ア 指定管理者は施設の目的を果たすために、施設利用基準の範囲内で指定管理者の創意工夫で事業を行うこと。
  - イ 事業は管理計画に基づいて行うこととする。なお、管理計画に変更がある場合は、あらかじめ県と協議を行うこと。
- (3) 議会の議決を得るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあること。

なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合、管理運営の準備のために要した費用については、一切補償しないこと。



## 陸前高田オートキャンプ場指定管理業務 業務明細書

※施設や設備等、以前の運営時のもので記載しているため、本事業による提案に基づく整備の結果、変更が生じる可能性があるもの。

### I 施設の管理運営業務について

#### 1 フロント業務

- (1) 予約の受付に関する事。
- (2) 入退場ゲートのチェックシステムの管理に関する事。
- (3) 施設の案内に関する事。

#### 2 施設の安全衛生管理

- (1) 建物・設備の保守、衛生に関する事。
- (2) 警備・保安に関する事。
- (3) 防災に関する事。

#### 3 利用者の安全管理

- (1) 危険防止対策に関する事。
- (2) 緊急時対策に関する事。
- (3) 夜間対策に関する事。

#### 4 利用秩序の管理

- (1) 各種規制に関する事。
- (2) 利用者の指導に関する事。

#### 【参 考】

#### 5 附帯施設運営計画（以前の管理運営受託者が行っている自主事業）

- (1) レンタルに関する事。
- (2) ショップの経営に関する事。
- (3) カフェの経営に関する事
- (4) 自動販売機の管理に関する事。

### II 場内の管理について

#### 1 業務の目的

「陸前高田オートキャンプ場」の場内管理等に関する業務を行うものとする。

#### 2 業務の内容

##### (1) 夜間管理業務

ア 就業時間：午後7時から午前8時30分（仮眠：午後10時から午前6時）

イ 業務内容：

- ・戸締まり及び浴場等の施設管理に関する事。・・・1回
- ・夜間時の電話の対応に関する事。

##### (2) 日常管理

ア 就業時間：午前8時30分から午後5時15分を基本とする。

イ 業務内容：

- ・燃料メーターの点検チェックに関すること。・・・1回/日で日誌に記入すること。
- ・その他衛生設備（ゴミステーション、サンタリー）等の作動確認及び工作物等（遊具）の点検に関すること
- ・車両、清掃備品、機材等の点検、清掃に関すること。・・・毎日
- ・各サンタリー（4カ所）からゴミステーションへゴミの運搬に関すること。
- ・遊歩道、駐車場、各サイト等の管理に関すること。
- ・草刈、修繕に関すること。

(3) 定期管理

ア 就業時間：午前9時から午後4時を基本とする。

イ 業務内容：

- ・生垣、緑地の刈込、灌水業務に関すること。
- ・列植地の草取り、場内草刈業務に関すること。
- ・刈込後の処分に関すること。
- ・花壇、芝生の管理に関すること。

Ⅲ 電気工作物保安管理業務について

1 電気工作物の保安管理をすること。

設備内容 容量475kVA 電圧6,600v

Ⅳ 浄化槽維持管理業務について

浄化槽について、次のとおり管理すること。

(目的)

- 1 陸前高田オートキャンプ場浄化設備の維持管理業務を円滑に遂行し、もって関係法令に基づく適正な処理を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象設備)

- 2 この業務の対象となる浄化槽設備は、次のとおりである。

(1) 規模：405人槽、建設省告示第1292号第13

(2) 処理方式：曝気時間自動制御システム間欠曝気活性汚泥処理方式+凝集沈殿方式  
(放流水は、ポンプアップによる放流)

(3) 設計汚水量：55m<sup>3</sup> /日

(4) 放流水質：BOD10mg/リットル以下、T-N10mg/リットル以下、T-P1mg/リットル以下

(業務の内容)

- 3 この業務の主な内容は、次のとおりとする。

(1) ATコントローラーのプログラム設定による運転調整

(2) 処理プロセスのコントロール及び高度処理運転

(3) (1)及び(2)の数値設定、汚水量データ管理を含む総合的な保守点検

(4) 公的水質検査機関による放流、流入水質検査の実施（11条検査は別途。）

(5) 汚泥等指標の管理（汚泥等汲取及び清掃は別途。）

- (6) 安全・衛生管理に関する事項
  - (7) 点検記録表及び水質分析試験証明書、月別汚水量実績書、着手・完了届の提出
  - (8) その他水質の保全・保安管理に必要な事項
- (業務の実施基準)

4 この業務の主な実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 汚水量の平成16年度の実績値は平均11m<sup>3</sup>/日である。
- (2) 保守点検回数は、週1回を基準とする。
- (3) 放流水の水質分析試験は、PH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全燐の7項目とし、年2回とする。
- (4) 流入水の水質分析試験は、BOD、SSのみとし、年2回とする。
- (5) その他、消毒剤、使用薬品注入量は、次の実績値を基準とする。

ア 塩素滅菌剤	2.4 kg/月
イ 水酸化ナトリウム	39.6 ㍓/月
ウ ポリ塩化アルミニウム	56.1 ㍓/月
エ 補助凝集剤	165.0 ㍓/月

(緊急時の対策)

5 この業務の履行にあたり、異常、故障等の緊急事態発生に備え、非常時連絡体制を確立しておくこと。

## V 施設の点検に関すること

1 次の項目の点検をすること。

項 目	機器装置等の内容	回数
浄化槽設備機器装置点検	規模：405人槽 処理方式：ばっ気時間自動制御システム間欠ばっ気活性汚泥処理方式＋凝集沈殿方式 放流水質：BOD10 mg/l、T-N10 mg/l、T-P1 mg/l	2
レジオネラ属菌分析	管理棟浴槽：2浴槽	2
消防設備保守点検	①管理棟 消火器：粉末ABC10型 58-133-1 3.0kg 8器 自動火災報知設備：感知器 差動式スポット型 31器 定温式スポット型 16器 煙式スポット型光電式非蓄積 10器 地区音響装置 1器 発信機 1器 誘導灯：避難口誘導灯 20w 中型 4台 廊下通路誘導灯 10w 中型 3台 ②サニタリーA 1棟 消火器：粉末ABC10型 58-133-1 3.0kg 3器 自動火災報知設備：感知器	2

	<p>差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 10 器  定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 11 器  煙式ｽﾎﾟｯﾄ型光電式非蓄積 3 器  地区音響装置 1 器  発信機 1 器</p> <p>③サニタリーA 2 棟  消火器：粉末 ABC10 型 58-133-1 3.0kg 3 器  自動火災報知設備：感知器</p> <p>差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 10 器  定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 10 器  煙式ｽﾎﾟｯﾄ型光電式非蓄積 3 器  地区音響装置 1 器  発信機 1 器</p> <p>④サニタリーB 棟  消火器：粉末 ABC10 型 58-133-1 3.0kg 3 器  自動火災報知設備：感知器</p> <p>差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 9 器  定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 12 器  煙式ｽﾎﾟｯﾄ型光電式非蓄積 5 器  地区音響装置 1 器  発信機 1 器</p> <p>⑤サニタリーC 棟  消火器：粉末 ABC10 型 58-133-1 3.0kg 3 器  自動火災報知設備：感知器</p> <p>差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 10 器  定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 10 器  煙式ｽﾎﾟｯﾄ型光電式非蓄積 3 器  地区音響装置 1 器  発信機 1 器</p>	
<p>ボイラー点検</p>	<p>①温水ボイラー（電気防食付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟（1 台）  型式：SKT-E3603K（小型ﾎﾞｲﾗｰ）  最大熱出力：360,000 kcal/H、伝熱面積：6.0 m<sup>2</sup>  水圧試験圧力：2 kg/cm<sup>2</sup>、製造番号：81474  缶体番号 2192、最高使用水頭圧：10mAg  製造年月：1998.12</li> <li>・サニタリーハウス（4 台）  型式：SKT-E1303K（簡易ﾎﾞｲﾗｰ）  最大熱出力：130,000 kcal/H、伝熱面積：3.0 m<sup>2</sup>  水圧試験圧力：2 kg/cm<sup>2</sup></li> </ul>	<p>1</p>

	<p>製造番号：81535、81536、81537、81538  最高使用水頭圧：10mAg  製造年月：1999.1</p> <p>②オイルバーナ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理棟（1台）  型式：RL-70LK、燃料：灯油  電源：3φ 200V 50HZ  ファンモータ：0.75KW、製造番号：83423</li> <li>サニタリーハウス（4台）  型式：RL-25LK、燃料：灯油  電源：1φ 100V 50HZ ファンモータ：0.25KW  製造番号：83569、83570、83571、83572</li> </ul>	
ボイラーばい煙等測定		1
浴場ろ過装置点検	<p>①ろ過装置制御盤（2器）  981023S、EH-9576-1  981012S、EH-9576-2</p> <p>②高性能循環ろ過装置（2器）  形式：SPF-4S5AN、製造番号：SH-4333  製造年月：1998.12、能力：3-6m<sup>3</sup>/H  常用圧力：3 kg f/cm<sup>2</sup>  形式：SPF-4S5AN、製造番号：SH-4317  製造年月：1998.12、能力：3-6m<sup>3</sup>/H  常用圧力：3 kg f/cm<sup>2</sup></p>	1
全自動滅菌装置保守点検	<p>全自動滅菌装置OAC型  滅菌機：MF-1型1台、薬液槽：YT-100F型1台  残留塩素計：FRD-II型1台、  制御盤：OST型1面、循環ポンプ：25SQDII1台</p>	1
受水槽清掃点検	<p>①第1受水槽（ポンプ室付）  設置場所：小友町字中里地内（場外）  構造：ステンレス製パネルタンク、2槽式  水槽部：2,000×2,000×2,000h</p> <p>②第2受水槽（機械室付）  設置場所：小友町字瀬沢地内（場内）  構造：ステンレス製パネルタンク、2槽式  水槽部：6,000×6,000×2,000h</p>	1
浴槽配管洗浄消毒	<p>浴槽の場所：管理棟  浴槽及びろ過装置概要  浴槽容量 2浴槽2系統  ろ過装置：ジョウエイ(株)製 SPF-4S3AN（砂ろ過）2基  製造年月 1998.12</p>	1

## VI 維持費について

次の項目の維持費を負担すること。

項 目
電 気
水 道
灯 油
L P G
電 話
NHK受信料

## VII その他

この仕様書に明記されていない事項は、県と指定管理者で協議のうえ定めるものとする。

## ○オートキャンプ場条例

平成11年3月23日条例第21号

## 改正

平成17年12月15日条例第91号

平成22年3月29日条例第8号

平成23年3月16日条例第16号

オートキャンプ場条例をここに公布する。

オートキャンプ場条例

(設置)

**第1条** 自動車を利用した野外活動の場を提供するとともに、観光資源を活用したレクリエーション活動を行う拠点を確保することにより、県民の保健及び休養に資するため、オートキャンプ場を次のとおり設置する。

名称	位置
岩手県立陸前高田オートキャンプ場	陸前高田市

(指定管理者による管理)

**第1条の2** オートキャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

追加〔平成17年条例91号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第1条の3** 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) その他オートキャンプ場の利用の促進に関する業務

追加〔平成17年条例91号〕

(使用等の許可)

**第2条** オートキャンプ場の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) その他オートキャンプ場の管理上適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、オートキャンプ場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

一部改正〔平成17年条例91号〕

**第3条** オートキャンプ場において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 園地又は駐車場の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

一部改正〔平成17年条例91号〕

(行為の禁止)

**第4条** オートキャンプ場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2) 指定された場所以外の場所に張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

(3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

(4) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。

(5) 指定された場所以外の場所でたき火、炊飯又は野営を行うこと。

(6) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

**第5条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第2条第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはオートキャンプ場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第2条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けたとき。
- (4) オートキャンプ場の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

一部改正〔平成17年条例91号〕

**第6条** 削除

削除〔平成17年条例91号〕

(利用料金)

**第7条** 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に掲げる額に別表第3に掲げる額を加算した額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

一部改正〔平成17年条例91号〕

(利用料金の免除)

**第8条** 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成17年条例91号〕

(利用料金の不還付)

**第9条** 指定管理者が既に収納した利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔平成17年条例91号〕

(損害賠償等)

**第10条** 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成17年条例91号〕

(補則)

**第11条** この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年3月規則第71号で、同11年4月24日から施行)

**附 則** (平成17年12月15日条例第91号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この条例による改正後のオートキャンプ場条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表第2に掲げる額に改正後の条例別表第3に掲げる額を加算した額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第7条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)を定めることができる。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。  
(経過措置)



4 この条例の施行の際現に改正後の条例別表第1に掲げる施設（センターハウス浴室を除く。）をこの条例による改正前のオートキャンプ場条例第2条第1項の許可を受けて使用する者は、改正後の条例第2条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、改正後の条例第7条第1項の規定は、適用しない。

**附 則**（平成22年3月29日条例第8号）

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（平成22年3月規則第47号で、同22年4月24日から施行）

**附 則**（平成23年3月16日条例第16号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**別表第1**（第2条、第7条関係）

施設名	テントサイト キャンピングカーサイト 多目的サイト ケビン ドームハウス センターハウス浴室
-----	---

一部改正〔平成22年条例8号〕

**別表第2**（第7条関係）

区分		単位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額
テントサイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	円 7,000	1 シャワー 1回につき 300円 2 洗濯機 1回につき 300円 3 乾燥機 1回につき 300円 4 ガスコンロ 1回につき 300円 5 電源設備 1日までごとに1式につき 1,000円
	一時使用	1区画につき	2,400	
キャンピングカーサイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	8,000	
	一時使用	1区画につき	2,700	
多目的サイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	4,500	
	一時使用	1区画につき	1,500	
ケビン	宿泊	1日までごとに1棟につき	19,500	
	一時使用	1棟につき	6,500	
ドームハウス	宿泊	1日までごとに1棟につき	18,500	
	一時使用	1棟につき	6,200	
センターハウス浴室	小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき	300	
	その他の者	1人1回につき	600	

備考1 幼児のセンターハウス浴室に係る料金は、無料とする。

2 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

3 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

**別表第3**（第7条関係）

区分	単位	利用料金の上限額
小学校児童及び中学校生徒	1人につき	円 350
その他の者	1人につき	700

備考 幼児に係る料金は、無料とする。

## ○オートキャンプ場条例施行規則

平成11年3月31日規則第72号

## 改正

平成18年3月24日規則第32号

オートキャンプ場条例施行規則をここに公布する。

オートキャンプ場条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、オートキャンプ場条例（平成11年岩手県条例第21号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

**第2条** 岩手県立陸前高田オートキャンプ場（以下「オートキャンプ場」という。）の休場日は、毎週水曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い日曜日、土曜日、休日及び休日の前日でない日とする。

2 条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休場日以外の日において臨時に休場し、又は同項の休場日において臨時に開場することができる。

一部改正〔平成18年規則32号〕

(使用時間)

**第3条** 条例別表第1に掲げる施設（以下「オートキャンプ場の施設」という。）の使用時間は、宿泊の場合にあっては到着の日の13時から出発の日の11時まで、一時使用の場合にあっては9時から16時までとする。

2 センターハウス浴室の使用時間は、前項の規定にかかわらず、15時から21時までとする。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の使用時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔平成18年規則32号〕

(許可の申請)

**第4条** 条例第2条第1項又は第3条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

一部改正〔平成18年規則32号〕

(許可の条件)

**第5条** 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

(1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。

(2) オートキャンプ場の施設の使用若しくは条例第3条第1項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第5条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに跡片付けその他の整理整頓をすること。

(3) 感染症の患者、めいいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等でオートキャンプ場内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入場させないこと。

(4) その他オートキャンプ場の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

一部改正〔平成18年規則32号〕

(指定管理者による立入り)

**第6条** 指定管理者は、オートキャンプ場の管理上必要があると認めるときは、使用中のオートキャンプ場の施設内にオートキャンプ場の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

一部改正〔平成18年規則32号〕

(損傷等の届出)

**第7条** 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

一部改正〔平成18年規則32号〕

## 附 則

この規則は、平成11年4月24日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第32号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

前回指定管理時の陸前高田オートキャンプ場の料金割引内容について

区分	対象	単位	割引料金	備考	
入場料	①身障者優待	1名につき	全額	手帳持参、付添い1名まで	全施設適用
	②65歳以上優待	1名につき	全額	利用日を起点とし65歳以上を証明できる方対象	全施設適用
	③ファミリー等優待	1組につき	小人料金のみ	多目的サイト利用の家族、子供会対象、学校行事対象	
	④団体利用優待	1団体につき	全額	キャンプサイト10区画以上利用の団体対象	
	⑤再度利用割引		通常料金適用	2の(2)に掲げる日に再度利用で宿泊した場合	全施設適用
宿泊料	⑥3日目以降連泊優待	1泊につき	2,000円	但し、ケビン、トレーラーハウス利用のみ対象	宿泊施設適用
	⑦テントサイト利用	11月1日から3月31日の利用にあっては、2に掲げる繁忙日に関わらず通常日の利用料とする。			
冬季割引					

※区分内での割引制度併用不可